

鳥取労働局発表
令和8年5月28日(木)

担当	鳥取労働局総務部労働保険徴収室
	部長 大原 竜太
	室長 中塚 隆
	補佐 近藤 真理
	電話 0857-29-1702

労働保険の年度更新、6月1日開始

～電子申請の利用促進に取り組みます～

【ポイント】

- 労働保険の年度更新期間：6月1日～7月10日
- 同期間中、県内3地域（東部・中部・西部）で集合受付を実施（別添）
（集合受付の様子も取材いただけます）
- 電子申請率 22.2%（全国 30.9%）⇒利用促進強化
- 雇用保険料率は、2年連続で引下げ（令和8年度：1.35%）

労働保険（労災保険・雇用保険）の年度更新（保険料の申告・納付手続き）は、4月1日から翌年3月31日までの1年間、その年度に雇用している労働者に支払われる賃金総額に、その事業ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになっています（※）。

令和8年度における労働保険の年度更新を行う期間は、6月1日から7月10日までになります。同期間中、県内3地域（東部・中部・西部）で集合受付も実施します（別添参照）。

また、年度更新の手続きは、来所や郵送でも可能ですが、電子申請での手続きを特にお勧めします。

電子申請は、いつでもどこでも待ち時間なく申請が可能であり、前年度に入力した内容を用いることで、新しく記入する手間を減らせるなど便利です。

しかし、鳥取労働局における令和7年度の年度更新の電子申請率が22.2%と全国平均の30.9%と比べて低いため、鳥取労働局内に設置している「電子申請体験コーナー」で体験してその便利さを実感いただいたり、無料で初期設定を行うアドバイザーを派遣するなどして、電子申請率の向上を図ります。

なお、令和8年度の雇用保険料率は、一般の事業の場合1.35%（令和7年度：1.45%、令和6年度：1.55%）となり、2年連続引下げとなっています。具体的な事例は次ページをご参照ください。

※ 保険料の納付は、年度ごとに概算で計算した保険料を納付いただき、年度末に賃金総額が確定した後に精算して保険料の額も確定させます。

【年間の雇用保険料率の例】小売店で勤務して、年収が460万円（毎月30万円×12か月＋賞与50万円×2回）の場合

（令和8年度の雇用保険料率 1.35%（労働者負担0.5%、事業主負担0.85%））

・労働者負担 460万円 × 0.5% = **23,000円** (①)

・事業主負担 460万円 × 0.85% = **39,100円** (②)

・合計 ①+② = **62,100円**

なお、同じ労働条件について、令和7年度と令和6年度の雇用保険料率を当てはめると以下のとおりとなり、令和6年度と比較して令和8年度は**9,200円負担軽減**となります。

・令和7年度の雇用保険料率 1.45%（労働者負担0.55%、事業主負担0.9%）の場合

⇒労働者負担 25,300円＋事業主負担 41,400円＝**66,700円**

・令和6年度の雇用保険料率 1.55%（労働者負担0.6%、事業主負担0.95%）の場合

⇒労働者負担 27,600円＋事業主負担 43,700円＝**71,300円**

令和8年度 労働保険年度更新集合受付日程

地区	月 日	時 間	会 場	
東部	6月5日(金)	9:00~16:00	鳥取労働局	(4階会議室)
	6月15日(月)	9:00~16:00	鳥取労働局	(4階会議室)
	6月22日(月)	9:00~16:00	鳥取労働局	(4階会議室)
	6月30日(火)	9:00~16:00	鳥取労働局	(4階会議室)
	7月10日(金)	9:00~16:00	鳥取労働局	(4階会議室)
中部	6月12日(金)	10:00~15:00	倉吉地方合同庁舎	(4階第1会議室)
	6月26日(金)	10:00~15:00	倉吉地方合同庁舎	(4階第1会議室)
	7月10日(金)	10:00~15:00	倉吉地方合同庁舎	(4階第2会議室)
西部	6月9日(火)	10:00~16:45	米子食品会館	(大ホール)
	6月10日(水)	9:30~15:00	境港商工会議所	(展示室)
	6月18日(木)	10:00~16:45	米子食品会館	(大ホール)
	6月19日(金)	9:30~15:00	ハローワーク根雨	(会議室)
	6月23日(火)	10:00~15:00	米子食品会館	(大ホール)
	6月29日(月)	10:00~15:00	米子食品会館	(大ホール)
	7月10日(金)	10:00~15:00	米子食品会館	(新館2階会議室)

<会場>

- 鳥取労働局
- 倉吉地方合同庁舎
- 米子食品会館
- ハローワーク根雨
- 境港商工会議所

<所在地>

- 鳥取市富安 2-89-9
- 倉吉市駄経寺町 2-15
- 米子市旗ヶ崎 2030
- 日野郡日野町根雨 349-1
- 境港市上道町 3002

<TEL>

- 0857-29-1702 (労働保険徴収室)
- 0858-22-6274 (倉吉監督署)
- 0859-34-5022
- 0859-72-0065
- 0859-44-1111

安心して働きたい！



令和
8年度

申告と納付はお早めに

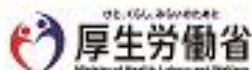
労働保険の年度更新

(労災保険・雇用保険)

6.1_月 ~ 7.10_金

- 電子申請は時間帯を問わず、いつでも申請が可能です。是非ご利用ください。
- 電子納付・口座振替による納付が便利です。

厚生労働省年度更新お知らせページ [年度更新](#) [お知らせ](#) [検索](#)



厚生労働省・都道府県労働局・労働基準監督署・公共職業安定所・
(一社)全国労働保険事務組合連合会・全国社会保険労務士会連合会

厚生労働省ホームページ
<https://www.mhlw.go.jp>

労働保険の年度更新に、電子申請を利用しましょう！

年度更新期間中は、都道府県労働局等の受付窓口が混雑しますが、電子申請はいつでもどこでも待ち時間なく申請が可能です。また、前年度に入力した内容をそのまま使えるなど、新しく記入する手間を減らせます。ぜひ電子申請の利用をご検討ください！



電子申請にはメリットがたくさん！！

電子申請の進め方

事前準備

電子申請には、①電子証明書またはGビズIDの取得、②パソコンの環境設定（ソフトのインストール）など、事前準備が必要です。
電子証明書は、申請者が送信する電子データが原本であること、改変されていないことを証明するためのものです。
必要な事前準備をまとめたガイドブックを厚生労働省ホームページに掲載しています。ご参照ください！（QRコードはこちら→）



電子申請の開始に必要な初期設定のお手伝い等を、**無料**で行っています。ぜひご活用ください！
詳細は労働保険の電子申請に関する特設サイトをご覧ください！→



実際に電子申請してみましょう！

「e-Gov」電子申請から該当の手続を検索し、電子申請をしましょう。

「電子申請」をクリック！

「手続検索」をクリック！

検索のキーワードに「年度更新申告」と入力し「検索ボタン」をクリック！

具体的な電子申請の操作方法について、マニュアルを厚生労働省ホームページに掲載しています。ご参照ください！→



労働保険の電子申請が義務付けられている事業場は、 **今年度（令和8年度）の年度更新から 申告書の送付が廃止になりました！**

- 資本金が1億円を超える法人等は、その全ての事業場について、電子申請での申告が法令で義務付けられています※。
- **電子申請が義務付けられている事業場においては、今年度（令和8年度）の年度更新から、申告書の送付はありません。電子申請での申告をお願いします。**
(電子申請が義務付けられていない事業場でも、電子申請を利用できます！) [電子申請の進め方は、表面をご覧ください>>](#)

電子申請の義務化とは

(電子申請が義務付けられている法人)

- **資本金、出資金または銀行等保有株式取得機構に納付する
拠出金の額が1億円を超える法人**
- **相互会社**（保険業法）
- **投資法人**（投資信託及び投資法人に関する法律）
- **特定目的会社**（資産の流動化に関する法律）

電子申請義務化対象事業場については、今年度（令和8年度）の年度更新から申告書の送付はありません。対象の事業場には、申告書の代わりに電子申請に必要な情報を記載した「労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告 電子申請情報通知書」を送付しておりますので、電子申請での申告をお願いいたします。

なお、納付書については引き続きお送りいたしますので、金融機関・郵便局にて労働保険料・一般拠出金を納付いただく際にご利用いただけます。

客観的に電子申請を行うことが不可能であると認められる場合（※）を除き、窓口で申告書の発行もいたしません。

「労働保険 概算・増加概算・確定保険料申告 電子申請情報通知書」が届いたが、資本金が1億円を下回る等、電子申請義務化の対象ではない場合は、所管の労働局までお問い合わせ願います。

※ 以下に該当する場合は、電子申請によらない方法により申告が可能です。所管の都道府県労働局労働保険徴収課（室）へご相談ください。

(1)電気通信回線の故障や災害などの理由により電子申請が困難と認められる場合

(2)労働保険事務組合に労働保険事務が委託されている場合、単独有期事業を行う場合、年度途中で保険関係が成立した事業において、保険関係が成立した日から50日以内に申告書を提出する場合

オンラインに**アッサリ**乗り換えよう

労働保険は**電子申請**

**無料で
初期設定を
お手伝い
します。**

軽すぎて
飛んでっちゃうっす~!



イメージキャラクター：
ペパレス執事



コラボキャラクター：
貝社員アッサリ

GビズIDなら
電子証明書なしで
労働保険年度更新が
可能!

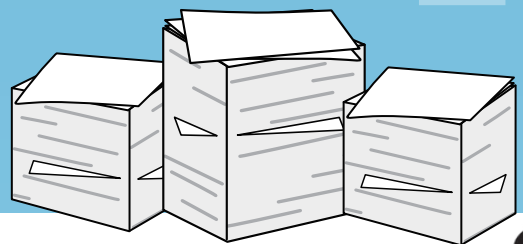
いつでもどこでも手続可能!
カンタン・スピーディーに申請!
ムダな時間やコストも削減!

令和2年4月から特定の法人について電子申請が義務化されました。

アドバイザーが**無料で初期設定をお手伝い**します。
令和8年度電子申請未利用事業場アドバイザー事業
詳細確認やお申し込みはホームページから！
<https://denshi-shinsei.jp/> 7



© 2026 TOHO CINEMAS LTD./DLE



スマホ
からは
コチラ!



無料でアドバイザーが 初期設定をお手伝いします

費用

0円

時間

1時間程度

場所

日本全国
どこでも

お先に
失礼しま〜す!

ご案内します!!

© 2026 TOHO CINEMAS LTD./DLE

令和2年4月から特定の法人について電子申請が義務化されました。



労働保険の電子申請に関する詳細は[特設サイト](#)へ

受託会社

株式会社パソナ

事務局お問い合わせ先

メール：denshi-shinsei@pasona.co.jp

電話：03-6261-2321

（キリトリ）

労働保険電子申請アドバイザー申込書（FAX用）

フリガナ		フリガナ	
事業場名		担当者名	
TEL		メールアドレス (担当者)	
労働者数			
フリガナ			
住所	〒	—	

FAXでお申し込みの場合は、
上記内容をご記入の上、
右のFAX番号まで送信ください。



FAX 03-6261-2322

労災保険率表

(単位：1/1,000)

(令和6年4月1日施行)

事業の種類	業種番号	事業の種類	労災保険率
林業	02 又は 03	林業	52
漁業	11	海面漁業（定置網漁業又は海面魚類養殖業を除く。）	18
	12	定置網漁業又は海面魚類養殖業	37
鉱業	21	金属鉱業、非金属鉱業（石灰石鉱業又はドロマイト鉱業を除く。）又は石炭鉱業	88
	23	石灰石鉱業又はドロマイト鉱業	13
	24	原油又は天然ガス鉱業	2.5
	25	採石業	37
	26	その他の鉱業	26
建設事業	31	水力発電施設、ずい道等新設事業	34
	32	道路新設事業	11
	33	舗装工事業	9
	34	鉄道又は軌道新設事業	9
	35	建築事業（既設建築物設備工事業を除く。）	9.5
	38	既設建築物設備工事業	12
	36	機械装置の組立て又は据付けの事業	6
	37	その他の建設事業	15
製造業	41	食料品製造業	5.5
	42	繊維工業又は繊維製品製造業	4
	44	木材又は木製品製造業	13
	45	パルプ又は紙製造業	7
	46	印刷又は製本業	3.5
	47	化学工業	4.5
	48	ガラス又はセメント製造業	6
	66	コンクリート製造業	13
	62	陶磁器製品製造業	17
	49	その他の窯業又は土石製品製造業	23
	50	金属精錬業（非鉄金属精錬業を除く。）	6.5
	51	非鉄金属精錬業	7
	52	金属材料品製造業（鋳物業を除く。）	5
	53	鋳物業	16
	54	金属製品製造業又は金属加工業（洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業及びめつき業を除く。）	9
	63	洋食器、刃物、手工具又は一般金物製造業（めつき業を除く。）	6.5
	55	めつき業	6.5
	56	機械器具製造業（電気機械器具製造業、輸送用機械器具製造業、船舶製造又は修理業及び計量器、光学機械、時計等製造業を除く。）	5
	57	電気機械器具製造業	3
	58	輸送用機械器具製造業（船舶製造又は修理業を除く。）	4
59	船舶製造又は修理業	23	
60	計量器、光学機械、時計等製造業（電気機械器具製造業を除く。）	2.5	
64	貴金属製品、装身具、皮革製品等製造業	3.5	
61	その他の製造業	6	
運輸業	71	交通運輸事業	4
	72	貨物取扱事業（港湾貨物取扱事業及び港湾荷役業を除く。）	8.5
	73	港湾貨物取扱事業（港湾荷役業を除く。）	9
	74	港湾荷役業	12
電気、ガス、水道又は熱供給の事業	81	電気、ガス、水道又は熱供給の事業	3
その他の事業	95	農業又は海面漁業以外の漁業	13
	91	清掃、火葬又はと畜の事業	13
	93	ビルメンテナンス業	6
	96	倉庫業、警備業、消毒又は害虫駆除の事業又はゴルフ場の事業	6.5
	97	通信業、放送業、新聞業又は出版業	2.5
	98	卸売業・小売業、飲食店又は宿泊業	3
	99	金融業、保険業又は不動産業	2.5
94	その他の各種事業	3	
	90	船舶所有者の事業	42

令和8(2026)年度 雇用保険料率のご案内

令和8(2026)年4月1日から令和9(2027)年3月31日までの雇用保険料率は以下のとおりです。

- ・ 失業等給付等の保険料率は、労働者負担・事業主負担ともに5/1,000に変更になります(農林水産・清酒製造の事業及び建設の事業は6/1,000に変更になります。)
- ・ 雇用保険二事業の保険料率(事業主のみ負担)は、引き続き3.5/1,000です(建設の事業は4.5/1,000です。)

< 令和8年度の雇用保険料率 >

(赤字は変更部分)

事業の種類	負担者	① 労働者負担 (失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率のみ)	② 事業主負担		① + ② 雇用保険料率
			失業等給付・ 育児休業給付の 保険料率	雇用保険二事業 の保険料率	
一般の事業		5/1,000	8.5/1,000	3.5/1,000	13.5/1,000
(令和7年度)		5.5/1,000	9/1,000	3.5/1,000	14.5/1,000
農林水産・※ 清酒製造の事業		6/1,000	9.5/1,000	3.5/1,000	15.5/1,000
(令和7年度)		6.5/1,000	10/1,000	3.5/1,000	16.5/1,000
建設の事業		6/1,000	10.5/1,000	4.5/1,000	16.5/1,000
(令和7年度)		6.5/1,000	11/1,000	4.5/1,000	17.5/1,000

(枠内の下段は令和7年4月～令和8年3月の雇用保険料率)

※ 園芸サービス、牛馬の育成、酪農、養鶏、養豚、内水面養殖および特定の船員を雇用する事業については一般の事業の率が適用されます。